



熊本県公報

第13310号
令和6年(2024年)
3月1日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 道路の供用開始…………… (//) 7
- 道路の供用開始…………… (//) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 9
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 10
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 10
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 11
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 12
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 13
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 13
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 14
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 14
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 15
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 16
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 16

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 17
- 令和6年二級建築士試験の実施…………… (//) 17
- 令和6年木造建築士試験の実施…………… (//) 18
- 令和6年度(2024年度)技能検定(外国人技能実習生対象)の実施…………… (労働雇用創生課) 19
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 21
- 熊本都市計画ごみ処理場(山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ)の変更(熊本市決定)…………… (都市計画課) 21
- 熊本都市計画土地区画整理事業(富合町中心市街地土地区画整理事業)の変更(熊本市決定)…………… (//) 22
- 熊本都市計画道路(清藤志々水線)の変更(熊本市決定)…………… (//) 22
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 22

登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)第12回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 22
- 熊本県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程…………… (労働委員会) 23
- 令和5年度(2023年度)第3回熊本県私立学校審議会の開催…………… (私立学校審議会) 26
- 熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程…………… (議会事務局) 26
- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 29

告 示

熊本県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンコーライフサポート	訪問看護ステーション すずらん	合志市須屋165-5	令和6年（2024年）3月1日	訪問看護

熊本県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンコーライフサポート	訪問看護ステーション すずらん	合志市須屋165-5	令和6年（2024年）3月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社セイフティプランナー九州	訪問看護ステーション宝の城	菊池郡大津町大字下町字窪田176-1	令和6年（2024年）2月15日	訪問看護

熊本県告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社セイフティプランナー九州	訪問看護ステーション宝の城	菊池郡大津町大字下町字窪田176-1	令和6年（2024年）2月15日	介護予防訪問看護

熊本県告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社セイフティランナー九州	デイサービス宝の城	菊池郡大津町大字下町字窪田176-1	令和6年(2024年)2月15日	通所介護

熊本県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
底野6	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流
底野7	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	土石流
田湊1	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	土石流
田湊2	山鹿市鹿北町岩野	別図4のとおり	土石流
田湊3	山鹿市鹿北町岩野	別図5のとおり	土石流
田湊4	山鹿市鹿北町岩野	別図6のとおり	土石流
西栗瀬3	山鹿市鹿北町岩野	別図7のとおり	土石流
西栗瀬5	山鹿市鹿北町岩野	別図8のとおり	土石流

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中津川1	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり

中津川2	山鹿市鹿北町岩野	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
尾谷	山鹿市鹿北町岩野	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
弁天1	山鹿市鹿北町岩野	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
高井川	山鹿市鹿北町岩野	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
西栗瀬4	山鹿市鹿北町岩野	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
西栗瀬6	山鹿市鹿北町岩野	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
中津川2	山鹿市鹿北町岩野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中津川3	山鹿市鹿北町岩野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
園木3	山鹿市鹿北町岩野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
尾谷7	山鹿市鹿北町岩野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
尾谷8	山鹿市鹿北町岩野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
尾谷9	山鹿市鹿北町岩野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
尾谷10	山鹿市鹿北町岩野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
高井川2	山鹿市鹿北町岩野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
尾谷11	山鹿市鹿北町岩野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
尾谷12	山鹿市鹿北町岩野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
柿原3	山鹿市鹿北町椎持	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
西栗瀬6	山鹿市鹿北町岩野	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
東ノ前2	山鹿市鹿北町四丁	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
東ノ前3	山鹿市鹿北町四丁	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東ノ前4	山鹿市鹿北町四丁	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中津川4	山鹿市鹿北町岩野	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
尾谷13	山鹿市鹿北町岩野	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高井川3	山鹿市鹿北町岩野	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

東ノ前5	山鹿市鹿北町四丁	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
------	----------	----------	---------	----------

(別図1から別図26までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
妙見谷2	甲佐町早川	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
参道	和水町日平	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
重	玉名市下	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大久保下2	和水町江田	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東長力2	和水町瀬川	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

上津留	和水町瀬川	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
清水原	和水町瀬川	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
松坂原	和水町瀬川	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大平2	和水町瀬川	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
野々中	和水町瀬川	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下毛谷	和水町瀬川	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上開田	和水町瀬川	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
クヌキ山	和水町瀬川	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
山下	和水町瀬川 和水町日平	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
冠者坂	和水町用木	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
年の神	和水町用木	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
柳原	和水町用木 和水町萩原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中島	和水町萩原	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
塔ノ本	和水町萩原	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
笹原	和水町萩原	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
諸井5	和水町萩原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
丸塚	和水町鯖浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
一瀬	和水町日平	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
仁部殿浦	和水町日平 玉名市上	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

(別図1から別図22までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦	葦北郡津奈木町大字岩城字船泊	31.1	防安交

線	2832番1地先から 同所 2834番2地先まで	(災害防除)
2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月20日		

熊本県告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名郡玉東町原倉字畑 1651番1地先から 同所 1651番1地先まで	11.3	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月1日

熊本県告示第234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	玉名郡和水町東吉地字高倉 849番1地先から 同所 1044番1地先まで	298.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月1日

熊本県告示第235号

平成23年(2011年)4月12日熊本県告示第426号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
九折瀬川-2	五木村甲字九折瀬	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
九折瀬川-3	五木村甲字九折瀬	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第236号

平成28年(2016年)9月23日熊本県告示第826号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高野川(高野川2)	五木村乙字高野	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第237号

平成28年(2016年)3月18日熊本県告示第303号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
四蔵2	球磨村神瀬	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
九折瀬川-2	五木村甲字九折瀬	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
九折瀬川-3	五木村甲字九折瀬	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
高野川(高野川2)	五木村乙字高野	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
四蔵2	球磨村神瀬	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
兎山	和水町江栗	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
城尾	和水町江栗	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小坂本	和水町江栗	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
天神平1	和水町上板楠	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
天神平2	和水町上板楠	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
桜町	和水町板楠	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
茶屋平	和水町板楠	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
向田	和水町野田	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大坪	和水町野田	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
平原	和水町野田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
小次郎丸	和水町大田黒	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
北園4	和水町岩	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
漆尾2	和水町岩	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
立山	和水町岩	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
長浦	和水町岩	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
永ノ原2	和水町岩	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

（別図1から別図16までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
深町2	山鹿市川辺	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長尾	和水町上和仁	別図1のとおり	地滑り
辻	和水町上十町	別図2のとおり	地滑り
笛鹿	南関町関東	別図3のとおり	地滑り
前原	南関町関東	別図4のとおり	地滑り
陣の平	南関町久重	別図5のとおり	地滑り
東原	南関町上坂下 南関町豊永	別図6のとおり	地滑り
萩の谷	南関町関東	別図7のとおり	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野原1	荒尾市野原	別図1のとおり	土石流
野原2	荒尾市野原	別図2のとおり	土石流

鍋川	南関町関下	別図3のとおり	土石流
----	-------	---------	-----

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上平山4	荒尾市上平山	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
上平山5	荒尾市上平山	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
鐘籬迫	南関町久重	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
境浦	南関町関外目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
築井原	南関町関外目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
松田1	南関町関外目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
松田2	南関町関外目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下原5	南関町関外目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
井手ノ上	南関町関東	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上床2	南関町関村	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
坊田2	南関町関村	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
石丸	南関町関村	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
北金丸	南関町関下	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
八ツ塚1	南関町関下	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
八ツ塚2	南関町関下	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

(別図1から別図15までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八反嶋2	南関町宮尾	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八反嶋1	南関町宮尾	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
畑木田1	南関町宮尾 南関町長山	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
畑木田2	南関町宮尾 南関町長山	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
田良	南関町四ツ原	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
龍ノ原	南関町宮尾	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東農正	南関町宮尾	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
尾畑	南関町宮尾 南関町長山	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中島	南関町今	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
梶屋坂	南関町今	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
山田	南関町宮尾	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東山田	南関町宮尾	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東小代	南関町宮尾	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
境田	南関町四ツ原	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大平	南関町四ツ原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
日明	南関町上坂下	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

中田良	南関町四ツ原	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
四郎丸	南関町四ツ原	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

(別図1から別図17までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北中山2	南関町関下	別図1のとおり	土石流
杉谷	南関町小原	別図2のとおり	土石流

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北中山1	南関町関下	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
畦田	南関町関下	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
道免	南関町関下 南関町細永	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
三藤/井川2	南関町細永	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
一町田	南関町小原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
陣内	南関町小原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
前田	南関町小原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中尾3	南関町小原	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

タタラ	南関町相谷	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
間地	南関町相谷	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西五反田	南関町豊永	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
門田2	南関町豊永	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西ノ前	南関町豊永	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上後田	南関町肥猪	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下後田2	南関町肥猪	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大床1	南関町豊永	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大床2	南関町豊永 南関町肥猪	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
反鞆田	南関町豊永 南関町肥猪	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
杉谷	南関町小原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
松ヶ下	南関町小原	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

(別図1から別図20までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中ノ口	和水町内田	別図1のとおり	土石流
釜床	和水町内田	別図2のとおり	土石流
清水浦1	和水町高野	別図3のとおり	土石流
上開田2	和水町瀬川	別図4のとおり	土石流
清水浦3	和水町高野	別図5のとおり	土石流

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小切畑1	和水町久米野 和水町岩尻	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
塩井谷3	和水町内田	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
石橋	和水町内田	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
前野	和水町高野 和水町榎原	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
米ヶ浦	和水町榎原	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
上開田1	和水町瀬川	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
上開田3	和水町瀬川	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
後迫1	和水町瀬川 和水町日平	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
畑3	和水町日平	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
北迫	和水町日平	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
本谷1	和水町日平	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
本谷2	和水町日平	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
後迫2	和水町日平 和水町瀬川	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
西之迫	和水町萩原 山鹿市鹿央町大浦	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
諸井	和水町萩原 山鹿市鹿央町大浦 山鹿市鹿央町梅木谷	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
小切畑2	和水町久米野	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
清水浦2	和水町高野	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり

（別図1から別図17までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
火ノ口1	和水町久米野	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筒井迫2	和水町竈門	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
古屋敷	和水町竈門	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
次郎田	和水町志口永	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
深町1	和水町下津原 山鹿市川辺	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
高取1	和水町下津原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
高取2	和水町下津原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
北屋敷	和水町志口永	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
亀ノ甲	和水町竈門	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
開田	和水町志口永	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
井手口	和水町久米野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
火ノ口2	和水町久米野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大杉居屋敷	和水町岩尻	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
松木田1	和水町岩尻	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
松木田2	和水町岩尻	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第252号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型デイサービス ひかり 宇城市小川町新田出1325	合同会社プログレス 熊本市南区城南町宮地903番地2 黒木 由佳	令和6年（2024年）3月1日	435270 0225	指定児童発達支援

公 告

熊本県公告第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字高良木458番1、同459番、同460番1並びに里道の一部及び水路の一部
2,992.25平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第129号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年（2024年）二級建築士試験を次のように実施する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験期日及び日程
 - 学科の試験
令和6年（2024年）7月7日（日） 午前10時10分から午後5時20分まで
 - 設計製図の試験
令和6年（2024年）9月15日（日） 午前11時から午後4時まで
- 試験地
熊本市
- 試験場所
 - 学科の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 - 設計製図の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 受験申込手続
新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。
 - 受験申込受付期間及び時間
令和6年（2024年）4月1日（月）午前10時から
令和6年（2024年）4月15日（月）午後4時まで
 - 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>。以下同じ。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和6年（2024年）4月8日（月）までにセンター本部に申し出ること。
 - 学科の試験の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、令和2年（2020年）以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年（2023年）までの「設計製図の試験」

- の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年(2020年)から令和5年(2023年)のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。
- 5 受験票の交付等
受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。)は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年(2024年)6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年(2024年)8月26日(月)頃から、受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年(2024年)6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年(2024年)8月26日(月)頃から、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験
令和6年(2024年)8月26日(月)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
不合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
- (2) 設計製図の試験
令和6年(2024年)12月5日(木)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
不合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
- 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。
- 8 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年(2024年)6月12日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第130号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和6年(2024年)木造建築士試験を次のように実施する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日及び日程
- (1) 学科の試験
令和6年(2024年)7月28日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで
- (2) 設計製図の試験
令和6年(2024年)10月13日(日) 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地
熊本市
- 3 試験場所
- (1) 学科の試験
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- (2) 設計製図の試験
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
- 新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。
- (1) 受験申込受付期間及び時間
令和6年(2024年)4月1日(月) 午前10時から
令和6年(2024年)4月15日(月) 午後4時まで
- (2) 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)のホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>。以下同じ。)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和6年(2024年)4月8日(月)までにセンター本部に申し出ること。
- (3) 学科の試験の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、令和2年(2020年)以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年(2023年)までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年(2020年)から令和5年(2023年)のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

- 5 受験票の交付等
 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年(2024年)6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年(2024年)9月26日(木)頃から、受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。
 なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和6年(2024年)6月21日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年(2024年)9月26日(木)頃から受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
 (1) 学科の試験
 令和6年(2024年)8月26日(月)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 不合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
 (2) 設計製図の試験
 令和6年(2024年)12月5日(木)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 不合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
- 7 合否判定基準の公表
 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。
- 8 その他
 (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年(2024年)6月12日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。
 (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第131号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により令和6年度(2024年度)技能検定(外国人技能実習生対象)を実施するため、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施職種(作業名)

(1) 随時に実施する2級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、パルプ製造(パルプ製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(カーペット系床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 随時に実施する3級

さく井(パーカッション式さく井工事作業)、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミ陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、寝具製

作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製品製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、プラント配管作業(型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、ボード仕上げ工事作業)、熱縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業)、金属塗装(鋼橋塗装作業)、噴霧塗装(工業包装)

(3) 基礎級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業)、フライス盤作業、マシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき仕上げ作業)、溶融亜鉛めっき作業)、型上上げ作業、機械組立仕上げ作業(陽極酸化処理(陽極酸化機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空調機器施工(冷凍空調機器施工作業)、染色(織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供服縫製縫製作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、ワイシャツ製造(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具印刷作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、強化プラスチック成形(射出成形作業)、インフレクション成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、プラント配管作業(型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、カーペット工事作業)、業、鋼製上地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業)、金属塗装(鋼橋塗装作業)、噴霧塗装(工業包装)

2 受検資格

(1) 随時に実施する2級

基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。

(2) 随時に実施する3級

基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定合格したものに限り受けることができる。

(3) 基礎級

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができる。

3 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 18,200円

イ 実技試験の実施期日

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある)。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

- イ 学科試験の実施期日
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 学科試験の実施場所
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類
ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
イ 在留カードの写し
ウ 下位等級の合格証書(一部合格通知)の写し(基礎級受検の場合は必要ない。)
- (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
所在地 〒861-2202
熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内
電 話 096-285-5818
- (3) 受付期限
原則として実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ30日前までとする。
- (4) 受検申請に関する注意等
ア 申請書の用紙は、熊本県職業能力開発協会で交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 6 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後に、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料を返還しない。
- 7 合格発表
- (1) 合格発表
合格発表は、監理団体への合否通知及び合格証書の発送をもって代える。
- (2) 一部合格通知
基礎級の実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、書面で通知する。
2級及び3級の実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (3) 技能検定合格証書の交付
技能検定合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。このほか、2級及び3級の技能検定合格者に対しては、厚生労働省から技能士章が交付される。
- 8 その他
- (1) 本公示の技能検定は、外国人を対象とした「成果の評価」又は「習得技能等の認定」に活用されるものである。
- (2) 実技試験における試験会場、試験用材料、使用機械、器工具等については、受入企業等に対しあらかじめ送付する実技試験実施要項に基づき、原則として受入企業等に準備を依頼する。
- (3) 不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第132号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡山都町長原字後谷739番3の一部、同749番1の一部、同749番3の一部、同758番の一部、同759番の一部、同770番、同771番1、同772番1の一部、同773番の一部、同774番、同775番の一部、同776番の一部、同777番の一部、同778番の一部、同779番の一部、同781番2の一部、同782番、同783番の一部及び同844番18の一部
1工区-1 13,448.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山都町

熊本県公告第133号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20

条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画ごみ処理場（山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画土地地区画整理事業（富合町中心市街地土地地区画整理事業）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路（清藤志々水線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第136号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
尾方 寿一	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字堀川1093番1ほか2筆
加江 裕二	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下永坂2782番ほか13筆
田中 智頭	菊池郡大津町錦野	菊池郡大津町大字錦野字御的鶴388番
株式会社マルクニファーム	阿蘇郡高森町中	阿蘇郡高森町大字色見字中ノ割1413番ほか8筆
森田 優二	上益城郡御船町御船	上益城郡御船町大字御船字上瓜山137番1ほか8筆

2 認可年月日

令和6年（2024年）2月22日

登載依頼

熊本県いじめ防止対策審議会公告第12号

令和5年度（2023年度）第12回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和6年（2024年）3月1日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八ツ塚一郎

1 開催日時

令和6年（2024年）3月8日（金）

午後5時から午後7時まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

県庁防災センター 102会議室

- 3 議題
 - (1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
 - (2) 審議
- 4 傍聴者の定員
 - 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
 - 今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
 - 熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 - 熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
 - (電話096-333-2720)

熊本県労働委員会告示第2号

熊本県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県労働委員会会長 渡 辺 絵 美

熊本県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程
熊本県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成13年熊本県地方労働委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「労働委員会」を「熊本県労働委員会(以下「労働委員会」という。)」に改める。

第3条第2号中「第74条第1項」を「第128条第1項」に改める。

第4条第3項に次のただし書を加える。
ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条、例第10条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第4号の2様式(行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書)
- (2) 開示請求に係る行政文書を保有していない場合 別記第4号の3様式(行政文書の不存による不開示決定通知書)

第8条第5項中「通知書」を「意見書」に改める。

第13条中「通知は、」の次に「条例第21条第1号に係るものは」を、「開示通知書」の次に「、条例第21条第2号に係るものは別記第13号の2様式(条例21条第2号に係る行政文書の開示通知書)」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。
(出資団体等の公示手続)

第14条 労働委員会は、条例第33条第1項の規定により出資団体等を定めたときは、熊本県公報で告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

別記第3号様式中「熊本県労働委員会 印」を「熊本県労働委員会 印」に、「熊本県労働委員会会長」を「熊本県」に改め、「被告として」の次に「(熊本県労働委員会が被告の代表者となります。)」を加える。

別記第4号様式中「熊本県労働委員会 印」を「熊本県労働委員会 印」に、「2 条例第10条に該当」を「2 その他」に、「熊本県労働委員会会長」を「熊本県」に改め、「被告として」の次に「(熊本県労働委員会が被告の代表者となります。)」を加え、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第4号の2様式 (第4条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

熊本県指令労委第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
行政文書の存否を明らかにできない理由	条例第10条に該当 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県労働委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号の3様式 (第4条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書

熊本県指令労委第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を保有していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
行政文書を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県労働委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式中「熊本県労働委員会
「知事」を「労働委員会」に改める。

印」を「熊本県労働委員会 印」に、

別記第11号様式、別記第13号様式及び別記第13号の2様式中「熊本県労働委員会印」を「熊本県労働委員会印」に、「熊本県労働委員会会長」を「熊本県」に改め、「被告として」の次に「(熊本県労働委員会が被告の代表者となります。)」を加える。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

熊本県私立学校審議会公告第2号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
令和6年(2024年)3月6日(水)
午前10時から正午まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
【諮問事項】
勇志国際高等学校の学則変更認可について(公開)
くまもと清陵高等学校の学則変更認可について(公開)
秀岳館高等学校の定員減に伴う学則変更認可について(公開)
メディカル・カレッジ青照館の学校廃止認可について(公開)
各種学校の設置認可について(非公開)
専修学校の分野設置認可について(非公開)
専修学校の分野変更認可について(非公開)
【事前協議事項】
専修学校の分野設置に係る事業計画について(非公開)
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班)
(096-333-2064)

熊本県議会告示第1号

熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程を次のように定める。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一

熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、熊本県議会(以下この条及び次条において「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)が熊本県(以下この条及び次条において「県」という。)に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における当該請負の状況を公表すること等により、議員の県に対する請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。
- (請負の状況の報告)
- 第2条 県と請負の契約をした議員は、当該請負の対価の支払を受けた日から起算して30日を経過する日までに、議会の議長(以下「議長」という。)に対し、当該請負ごとの状況について、次に掲げる事項を記載した書面(次項及び第7条において「請負状況報告書」という。)により報告しなければならない。
(1) 当該請負の対象となる役務、物件等
(2) 当該請負において県を代表して契約を締結した者の職名
(3) 当該請負の契約を締結し、及び対価の支払を受けた日
(4) 支払を受けた当該請負の対価の額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 請負状況報告書は、別記第1号様式によるものとする。
- (訂正の届出)
- 第3条 議員は、前条第1項の規定による報告の内容に訂正があるときは、議長に対し、当該訂正の内容及び理由を記載した書面(次項及び第7条において「訂正届」という。)
- 2 訂正届は、別記第2号様式によるものとする。

- (電子情報処理組織による報告等)
- 第4条 第2条第1項又は前条第1項の規定による報告又は届出については、これらの規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその報告又は届出の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた報告及び届出については、当該報告又は届出に関する第2条第1項又は前条第1項に規定する方法により行われたものとみなす。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた報告及び届出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。
- (期限の特例)
- 第5条 第2条第1項の規定による報告の期限が熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。
- (請負の状況の公表)
- 第6条 議長は、第2条第1項又は第3条第1項の規定による報告又は届出があったときは、速やかに、議員ごとの請負の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- (請負状況報告書等の保存)
- 第7条 請負状況報告書及び訂正届(次条第3項及び第4項において「請負状況報告書等」という。)並びに第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた報告及び届出(次条第1項において「電子情報処理組織による報告等」という。)は、議長において、第2条第1項の規定により報告すべき期限の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (請負状況報告書等の閲覧)
- 第8条 何人も、前条の規定により保存されている請負状況報告書その他のものを閲覧することができる。ただし、電子情報処理組織による報告等の閲覧は、当該電子情報処理組織による報告等に記録されている事項を議長の使用に係る電子計算機を用いて閲覧する方法によつてのみ行うことができる。
- 2 前項の規定による閲覧は、議長が指定する場所で、熊本県の執務時間に関する規則(平成元年熊本県規則第31号)第1条に規定する執務時間中にしなければならない。
- 3 請負状況報告書等及び第1項ただし書の議長の使用に係る電子計算機は、前項の場所以外の場合に持ち出すことができない。
- 4 第1項の規定による閲覧をする者は、請負状況報告書等又は同項ただし書の議長の使用に係る電子計算機を丁寧に取り扱い、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 請負状況報告書等又は議長の使用に係る電子計算機を破損し、汚損し、加筆し、複写し、又は撮影する行為
- (2) 第2項の議長が指定する場所における他人の迷惑となる行為
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、議長は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規程は、令和6年3月1日から施行し、令和5年4月1日以降に議員がその対価の支払を受けた請負から適用する。
- (経過措置)
- 2 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間にその対価の支払を受けた請負の状況を報告する場合における第2条第1項の規定の適用については、同項中「当該請負の対価の支払を受けた日から起算して30日を経過する日」とあるのは、「令和6年6月30日」とする。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

熊本県議会議長 様

熊本県議会議員

請 負 状 況 報 告 書

- 1 請負の対象となる役務・物件等

- 2 当該請負において県を代表して契約を締結した者の職名

- 3 当該請負の契約を締結し、及び対価の支払を受けた日
 - (1) 当該請負の契約を締結した日

 - (2) 当該請負の対価の支払を受けた日

- 4 支払を受けた当該請負の対価の額

(注)

- 1 この報告書は、県に対する請負の対価の支払を受けた日から30日以内に提出してください。
- 2 当該請負において県を代表して契約を締結した者の職名は、「熊本県知事」、「熊本県教育長」などの当該契約における県の代表者の職名を記入してください。
- 3 支払を受けた当該請負の対価の額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入してください。

別記第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

熊本県議会議長 様

熊本県議会議員 _____

訂 正 届

請負の状況として報告した内容に次のとおり訂正がありますので、熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程第3条第1項の規定により届け出ます。

1 訂正の内容

2 訂正の理由

熊本県公安委員会規則第1号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年(2024年)3月1日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第4条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 条例案、訓令案等の審査に関すること。

(3) 熊本県警察職員(以下「警察職員」という。)の人事及び定員に関すること。

第4条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 警察職員の募集及び試験に関すること。

(7) 部内の連絡及び調整に関すること。

第4条に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

附 則

この規則は、令和6年3月18日から施行する。